

研究ノート

犯行動機と物語

赤羽 由起夫

Abstract

This article aims to theoretically organize the narrative structure of a motive for a crime. Thus, I discuss the relationship between narrative and a criminal motive from the perspective of the vocabularies of motive theory, based on the writings of Shun Inoue (1977, 1997).

According to C. Wright Mills' theory of vocabularies of motive, a motive represents a vocabulary for social communication after an act rather than an internal state prior to that act. Inoue expands the theory of vocabularies of motive and attempts to connect it with narratology. Inoue demonstrates that the cognitive order of the motive is composed narratively, and he sets the motive as a narrative kind. This article concurs with Inoue in considering the motive to be a narrative kind, and attempts to further develop the vocabularies of motive theory.

In considering the motive for a crime, this article substantiates Inoue's argument regarding the various normative elements in the narrative construction of motive. Specifically, this article discusses the narrative structure of a criminal motive; "evil causes evil". Finally, it addresses the relationship between a controller and a criminal; a controller defines or assesses a criminal's motives.

Key words: vocabularies of motive, crime, narrative

1 はじめに

本論文の目的は、犯行動機の物語的構成について理論的に整理することである。そのために本論文では、井上俊（1977, 1997）の議論を起点としながら、犯行動機と物語の関連について動機の語彙論の視点から整理する。

C. W. ミルズは、「動機をもって行為の主體的『源泉』と理解しようとする推論的な見方とは対照的に、動機というものは、ひとつの限られた社会的状況のな

かで、さまざまな事実を確定させる機能をもつ象徴的な語彙であると考えられることでもできよう」(Mills 1940=1971: 345)と主張し、動機の語彙論を展開した。ミルズによると、動機とは、「行為やプログラムを中断する問いへの解答として、帰属され、言語化される」(Mills 1940=1971: 346)ものである。つまり、動機とは、行為に対する「なぜ」という問いに答えるための語彙なのである。この視点は、動機を行為者の内面にあるものとする旧来の見方に対して、動機を社会的な語彙によるやりとりの過程に位置づけた点で、動機外在論的、相互作用論的な動機研究への道を開いたのであった(井上 1997: 24-5)。

ミルズは、動機の機能として、行為をめぐる「論争を解決し、いろいろな社会的行為を統合する」(Mills 1940=1971: 348)という統合的機能と、行為に付与される動機の善し悪しによって「行為を促進したり抑止したりする」(Mills 1940=1971: 349)統制的機能を指摘している。このうち、その後の動機の語彙論は、統合的機能の研究を中心として展開し、相互行為秩序や意味秩序の修復に用いられる動機の語彙を研究する「モーティヴ・トーク」論(Semin and Manstead 1983)と呼ばれる領域が形成された(藤原 2008; 井上 1977, 1997; 西川 1991)。その代表は、M. B. スコットとS. M. ライマン(Scott and Lyman 1968)による「釈明(accounts)」の研究であり、これを先頭に行為の責任をめぐる規範的な動機の研究が進展することになった。しかし、これに対して井上(1997)は、動機の語彙論が、「釈明」を中心とした「規範主義」的な枠組みのなかで展開したことを「いささか窮屈」なものであると評した上で(井上 1997: 31)、行為の事実や原因をめぐる認知的な「説明」に焦点を当てた動機の語彙論の展開を試みている。このなかで井上は、動機付与によって修復される秩序を、行為の責任をめぐる規範的秩序の水準と、行為の事実や原因をめぐる認知的秩序の水準に分け、認知的秩序の修復が、規範的秩序の修復よりも優先されることがあることを論じている。さらに、この認知的秩序が物語的に構成されることを指摘した上で、動機を物語の一形式として位置づけ、動機の語彙論と物語論の接合を試みている(井上 1997: 31-40)。

本論文は、動機を物語の一形式として位置づける井上の主張を起点として、犯行動機の物語的構成について理論的な整理を試みるものである。しかし、本論文は、井上の議論の方向性とは違い、動機のもつ統制的・規範的な側面を強調しながら議論を進めていきたい。その理由はつぎの3点である。

第1に、筆者の中心的な関心が、マス・メディアにおける「わけのわからない」犯行動機の物語的構成にあるからである。井上は、「わけのわからない」犯行動機を認知的秩序の修復との関連においてのみ論じているが(井上 1977: 210)、犯罪が規範的秩序の毀損である以上は、「わけのわからない」犯行動機にも規範的秩序の問題が必ず含まれる。つまり、「わけのわからない」犯行動機は、認知的かつ規範的な問題なのであり、その両方を解決しなければ、秩序の修復は成功しないのである。そのため、規範との関連において認知的秩序が物語的に構成さ

れていくことに着目する必要がある。

第2に、動機の語彙論を用いた実証研究は、犯罪を含めた逸脱行為の研究を中心に展開していることである（北澤 2015；大貫・松木 2003；鈴木 2013；山田 2013など）。じっさい、井上の議論を直接的に参照した研究も、少年犯罪の動機（平川 2004）や自殺の動機（藤原 2007）である。このように、動機の語彙論を用いた研究が逸脱行為をめぐって展開している以上は、動機の物語的構成の問題も、統制的・規範的な側面を避けていくことはできないのである。

第3に、犯罪を含めた逸脱行為をめぐっては、事実への抗しがたさ、すなわち「事実の規範性」（北澤 2015：20-4）の問題を無視できないことである。北澤毅（2015）が論じたいじめ自殺や井上論じた冤罪の問題は、公的な事実認定が当事者の異議申し立てをはばむような規範性をもってしまうことの問題を含んでいる。これは、犯行動機の公的な認定においても生じる問題である。

以上の理由から、本論文では犯行動機の統制的・規範的な側面を強調した議論をおこなうが、だからと言って、これは井上の議論を否定するものではない。むしろ、動機の統合的・認知的側面を強調することによっては見逃されてしまう側面に着目することで、井上の議論を補強するものとなることだろう。

本論文の構成は以下のとおりである。第2節では、井上（1977）と井上（1997）を概説する。第3節では、井上の議論を敷衍して、動機と物語の関係を理論的に整理する。第4節では、犯行動機と物語の関係について論じる。第5節では、結論を述べる。

2 動機と物語

本節では、井上（1977）と井上（1997）を概説する。

井上（1977）は、動機の語彙論を認知的秩序と規範的秩序の二分法によって説明している。井上によると、動機付与によって「解決」されるべき「問題」には、認知的な次元と規範的な次元があり、それらに対応して「正しい」とされる「問題」の「解決」も2つに区別されるという。すなわち、「ひとつは、認知的レベルで理解可能であるということ（つまり、説明力をもつということ）であり、もうひとつは、規範的レベルで容認可能であるということ（つまり、釈明力をもつということ）である」（井上 1977：210-1）。

ここで井上は、「認知的次元における問題の発生とその解決（認知的秩序の毀損と回復）にかかわるケース」の例として、『『わけのわからない』事件や行動に対する専門家のマスコミを通じてのコメント（動機付与）」をあげている（井上 1977：210）。それは、異常な事件や行動に対して、心理学者や社会学者が、行為者の家庭環境や教育環境の分析から動機を付与するものである（井上 1977：207-8）。このとき井上が念頭に置いているのは、M. ヴェーバーによる「行為の意味を動機的に理解する」「説明的理解」であり（Weber 1922=1972：15）、行為の

理由、意図、目的などを理解するものである。後で定義するが、ここではこの動機を括弧つきのまま「説明」と呼ぶ。

他方、「規範的次元における問題の発生とその解釈（規範的秩序の毀損と回復）にかかわるケース」の例として、スコットとライマンの研究（Scott and Lyman 1986）をあげている（井上 1977: 210）。スコットとライマンは、行為の責任をめぐる動機を類型化しており、「問題の行為に対する責任を受け入れるが、その行為が非難に値するものであることを否定する釈明」である「正当化（justifications）」と、「問題の行為が悪いもの、間違っただけのもの、不適切なものであることは認めるが、その行為に対して自分には責任がないという釈明」である「弁解（excuses）」を区別している（Scott and Lyman 1968: 47）。これも後で定義するが、ここではこの動機を括弧つきのまま「釈明」と呼ぶ。

その後、この議論を発展させて井上（1997）は、つぎの2つを主張している。第1の主張は、動機が物語の一形式であることである。

現実あるいは架空の出来事や事態を時間的順序および因果関係に従って、しかし基本的には因果関係を中心として（あるいはR・バルト流にいうなら、継起性と因果性とを組織的に混同することによって）一定のまとまりをもって叙述したものを「物語」と呼ぶなら、ある出来事や事態を構成する行為をその「当然の理由」と考えられる「動機」——シュッツのいう「理由動機」であれ「目的動機」であれ⁽¹⁾——に関連づけて叙述するモチベーション・トークは明らかにひとつの『物語』である。（井上 1997: 31）

第2の主張は、認知的秩序が規範的秩序を支えており、動機の規範的秩序の修復よりも認知的秩序の修復が優先される場合があることである。

現象学的社会学やエスノメソドロジーが指摘してきたように、私たちの社会生活や相互作用は規範や価値の秩序だけに依存しているわけではない。たとえばP・L・バーガーとT・ルックマン（一九七七）は、制度的秩序の正当化（legitimation）をめぐる議論のなかで、社会生活の秩序は規範的なものであると同時に認知的なものであり、しかもどちらかといえば後者が前者を支えていると主張した⁽²⁾。世界が認知的に説明可能であり理解可能であるからこそ相互的な行為の調整や統合が可能になるのであり、またその世界においていかに行為すべきかを規定する価値や規範も正当化されるのである。このことを、バーガーとルックマンは簡潔に「〈知識〉は〈価値〉に先行する」と表現した。（井上 1997: 35）

以上の主張から井上は、動機理解における「認知的秩序の物語的構成」（井上 1997: 35）の重要性を指摘し、動機において規範的な「釈明」よりも認知的な「説

明」のほうが優先されることがあると論じている。そして、それを示すために、出来事に関する認知的に正しい「つじつまの合った説明」が必要とされた場面において、無実の個人が責任を負わされるという規範的に不利な状況におちいった事例をあげている（井上 1997: 32-40）。

その1つは、岡本夏木（心理学者）の体験であり、小学生の頃に旧友と遊んでいたときに、旧友が走って逃げようとしたところ突然倒れ、脚の骨を折ってしまったという状況である。このとき岡本少年は、旧友に触れてすらいないにもかかわらず、先生に対して「タカオが逃げようとしたので、足を引っぱったら、こけました」と「説明」し、自ら不利な立場を引き受けてしまったのである（岡本 1983）。また別の例は、ある短編小説の一場面であり、家の客間に父娘がいて、家の主人が中座したときに、父親が湯呑みのふたとろうとしたところ、卓上の魔法瓶が突然落ちて壊れてしまったという状況である。このとき父親は、魔法瓶に触れていないにもかかわらず、主人に対して「すみません、私が触って落としてしまったんです」と謝ってしまったのである（白 1994）。これらの例では、問題の出来事が何の理由もなく生じたというのでは「説明」にならないため、認知的に「つじつまの合った説明」を提供した結果、自ら責任を負わざるをえなくなったのである。

他にも井上は、冤罪事件を例としてあげている。1つは、知的障害者施設で2人の園児が死亡し、同園の保育士が加害者として疑われた甲山事件（1974年）である。この事件は、園児たちの供述を核として保育士を加害者とする物語が構成されたものである。ここでは、無実の被疑者による自白の問題についても触れられており、被疑者が「自分がやった」と認めてしまうことによって、「どういうふう」「なぜ」といったことも説明せざるをえなくなることが指摘されている（浜田 1986, 1991）。もう1つは、松本市で毒ガスのサリンが散布され、第一通報者である会社員が被疑者となり冤罪報道がなされた松本サリン事件（1994年）である。この事件は、警察とマス・メディアによって会社員による農薬調合の失敗という物語が構成されたものである。このときには、捜査本部が記者会見で第一通報者宅の家宅搜索をしたことを発表し、その後、会社員が「庭の樹木にまいた薬物の効き目がなかったので」農薬を作ったといったような詳細な新聞報道がなされたのである。これらの冤罪の例も、認知的に「つじつまの合った説明」が強く求められた結果、無実の個人が責任を負わされる事態が起きたのである。

以上のように、動機とは、認知的秩序の物語的構成にかかわるものであり、規範的秩序の修正よりも認知的秩序の修正が優先することがある、というのが井上の議論の骨子である。

3 動機と物語の理論的整理

本節では、井上の議論を敷衍して、動機と物語の関係を理論的に整理する。

3.1 認知的秩序と規範的秩序

まず、認知的秩序と規範的秩序の区別についてである。

井上の議論を敷衍すれば、認知的秩序とは、認知的に理解可能な出来事の秩序であり、規範的秩序とは、規範的に容認可能な出来事の秩序であると定義できる。認知的秩序と規範的秩序は包含関係にあり、規範的秩序は認知的秩序の一部であると理解できる。なぜなら、認知的秩序は理解可能でさえあれば成立し、それが容認可能であるか否かは関係ないが、規範的秩序は理解可能であることに加えて、容認可能でなければ成立しないからである。

また、「説明」と「釈明」の定義を明確にすれば、説明とは、行為をめぐる出来事の事実認識^③に関する主張であり、釈明とは、行為の容認可能性を高めるため^④の出来事の実事認識に関する主張と定義できる。説明と釈明も包含関係にあり、釈明は説明の一種として、すなわち、容認可能性を高めるための説明として理解できる。そのため、説明は理解可能であれば動機としては十分だが、釈明は理解可能でありかつ容認可能でなければ動機としては十分ではないことになる。

ここで、犯行動機に関する議論のために、2点ほど説明を加えておく必要がある。

第1に、認知的秩序もまた規範的評価とは無縁ではないという点である。認知的秩序を構成する個々の出来事や行為者の記述は、同調行為であれ、逸脱行為であれ、規範的評価をともなっている。たとえば、J. クルターは、「逸脱」だけでなく、「自殺」「非行」「アルコール依存」「精神病」といった「概念の背後に、規範的な態度が隠されている」(Coulter 1979=1998: 25) ことを指摘している。また、エソノメソドロロジーの成員カテゴリー化分析においては、たとえば「教師」というカテゴリーが「生徒」に対する権利や義務についての規範をともなうように、成員カテゴリーにともなう規範が行為を理解するために用いられていることが論じられている(小宮 2007)。いずれにしても、認知的秩序の物語的構成においても規範的評価がかかわっているのである。これは4.1で論じる。

第2に、動機は説明と釈明だけではないという点である。井上が説明としてあげた動機は、釈明ではないものの、「謝罪」や「非難」のように行為の規範的評価にかかわる動機として分類できる。これは3.3で論じる。

3.2 動機、行為、結果

つぎに、動機が物語であるということの意味を明確化する。

井上の議論やその後の動機論をふまえて、動機と物語の関連を明確化するとつぎの2点にまとめられる。第1に、動機は、動機→行為^⑤→結果というかたちで時間軸に沿って構造化されて理解される点、第2に、動機の解釈の順序は、物語の順序とは逆に、結果→行為→動機という順で理解される点である。

人文社会科学における物語論を概観して整理した浅野智彦は、物語の形態上の特徴のうちの1つとして、「諸々の出来事を時間軸に沿って構造化する語りであ

るという」「出来事の時間的構造化」をあげている。すなわち、物語を語るとは、その結末へと向けて「無数の出来事の中から意味のあるものだけを選びだして相互に関連づける」「選択と配列」という作業なのである（浅野 2001: 8）。この点は、井上も論じているとおりである。しかし、ここで忘れてはいけないのは、出来事を選択と配列の基準となるのが、物語の結末であるという点である。つまり、「結末が納得の行くものになるかどうかを基準にして、どのような出来事をどのように関連づけて語ればいいのかが決まってくる」（浅野 2001: 9）のである。これは動機についても同様である。動機もまた、ある出来事を起点として、その因果関係を過去にさかのぼって探求する遡及的解釈の過程に位置づけられ（北澤 2015: 30-2）、結果から行為、行為から動機へと解釈が進んでいく（北田 1999: 639）。つまり、「何が」起きたのかという結果の社会的事実⁶⁾にもとづいて「誰が」「何を」したのかという行為が理解されるし、その行為の社会的事実にもとづいて「なぜ」それをしたのかという動機が理解されるということである（北澤・片桐 2002: 26-33）。それは、結果の理解が行為の理解の基底にあり、行為の理解が動機の理解の基底にあると言い換えることもできる。

また、以上の議論をふまえると、動機の語彙も、結果と行為と動機の水準で区別することができる。まず、結果の解釈についてだが、動機の語彙論においてはあまり該当する動機の類型がない。これはおそらく、そもそもある結果が社会的事実として当事者たちに認識されることが動機のやりとりの起点となり、行為の意図や動機のように主観的かつ交渉可能なものとはみなされないからだろう⁷⁾。それでも、ある出来事を「こんなことは日常茶飯事だ」と言ってその問題性を過小評価させることなどが考えられる。また、行為をめぐる釈明としては、「私にはそんな結果をもたらす意図はなかった」という「意図の否定」（Semin and Manstead 1983: 91-2）の弁解や、車を「盗んだ」のではなく「借りた」のだと主張する「加害の否定」（Sykes and Matza 1957）のような正当化などが考えられる。そして、動機の解釈をめぐる釈明としては、「男は性欲を我慢できない」という「生物学的動因」（Scott and Lyman 1986: 49-50）や、「仲間のため」という「高度の忠誠への訴え」（Sykes and Matza 1957: 669）のような正当化などが考えられる。

3.3 釈明、非難、謝罪

つぎに、釈明以外の動機についても触れる必要がある。ここでは「謝罪」と「非難」について論じる。

謝罪とは、行為の容認不能性を引き受けるための出来事の実事認識に関する主張と定義できる。G. R. ショーミンと A. S. R. マンステッドによれば、謝罪(apologies)とは、その行為に対する「責任と、非難に値するという認識を受け入れる」ものであり、「謝罪を通じて、行為者はなんらかの違反が犯されたという社会的『事実』を認め、これによって破られた規範や規則に対する彼あるいは彼女の順

守を確約し、違反を繰り返さないことを示す]ものである (Semin and Manstead 1983: 73).

非難とは、行為の容認不能性を高めるための出来事の実事認識に関する主張である。スコットとライマンが釈明の分類に用いた J. L. オースティンの議論では、弁解の正反対のものとして非難 (accusations) が指摘されている (Austien [1961] 1970=1991: 280-1)。ここで、もっぱら逸脱者によって容認可能性を高めることが試みられる釈明に対して、もっぱら統制者によって容認不能性を高めることが試みられる非難こそが、釈明の対概念としてとらえられるべきだろう。じっさい、P. ウィンチが言うように、「動機の指摘は、しばしば、正当化するためではなく非難するためになされる」 (Winch 1958=1977: 101) のである。ここで重要なのは、非難が、規範的に容認不能ではあるが、認知的に理解可能な説明であるという点である。ウィンチによれば、「たとえば、N は嫉妬から妻を殺した、と述べることは、決して彼が理にかなった (reasonably) 行為をしたという意味ではない。しかしながらそれは、彼の行為が我々の社会のありふれた行動様式として理解できるものであり、それがおかれた事情にふさわしい考えからなされたものだということである」 (Winch 1958=1977: 101) という。これを本論文の関心から言い換えれば、「嫉妬から妻を殺した」ことは、容認不能ではあるが理解可能な犯行動機であるということである。

ここで、井上のあげた事例に戻れば、たとえば、魔法瓶の例の「すみません、私が触って落としてしまったんです」は明らかに謝罪であるし、骨折の例や自白の例も謝罪として理解することができる。そしてこれらの謝罪は、相手からの非難を予期したり、自白の例ではおそらくじっさいに非難されたりすることによってもたらされたものなのである。

3.4 まとめ

最後に、次節から犯行動機について論じるために、本節の議論をまとめる。

今後の議論においては、つぎの3点が重要である。それは第1に、認知的秩序の構成要素である個々の出来事は、規範的評価をともなったものであること、第2に、動機は、結果→行為→動機という順で解釈され、それがうまくいった場合に、動機→行為→結果という物語が成立すること、第3に、動機には、釈明、謝罪、非難といったものがあること、である。

以上をふまえつつ、次節からは犯行動機と物語の関係を論じる。

4 犯行動機の物語的構成

本節では、これまでの議論をふまえつつ、動機の統制的・規範的な側面に着目しながら、犯行動機と物語との関連を論じる。

先述したように、筆者の中心的な関心は、マス・メディアにおける「わけのわ

からない」犯行動機の物語的構成にある。ここでは、「わけのわからない」犯行動機が認知的なだけでなく、規範的な意味においても物語的に構成されていくことを示す。その際、おもに参照するのは、『朝日新聞』における元厚生事務次官宅襲撃事件の報道である（以降、事件報道と記述）。この事件は、2008年11月17日に、A氏が元厚生事務次官のX氏と妻を殺害し、その翌日、さらに別の厚生事務次官Y氏の妻を傷害したものである。この事件は、当初「年金テロ」が動機として推測されたものの、後に「飼い犬のあだ討ち」が動機として主張されたために、「わけのわからない」事件として報じられたものである（鈴木 2013: 148）。

井上は、冤罪の事例において動機が、「認知的秩序の物語的構成」と「周囲の他者の期待への同調」とがからみ合って、特定の期待をもつ他者による誘導や圧力のもとで形成されると指摘している（井上 1997: 35）。これらは、動機の構成のされ方という物語の内部の問題と、その動機の評価のされ方という物語の外部の問題に切り分けて論じることができる。本節では、「わけのわからない」犯行動機の物語的構成について、犯行動機の構成のされ方という水準と、その犯行動機の評価のされ方という水準という2つの水準に焦点を合わせて議論を進める。

4.1 犯行動機の構成

まず、動機の統制的・規範的な側面に着目すると、犯行動機の構成のされ方について、つぎのことが言える。すなわち、犯行動機については「悪が悪を生む」という物語が構成される傾向があるという点である。つまり、悪しき動機→悪しき行為→悪しき結果という物語が構成されるのである。これは解釈の順序から言えば、悪しき結果には悪しき行為が、悪しき行為には悪しき動機が付与される傾向があるということである。統制的な側面から見れば、悪しき結果をもたらす行為を悪しき行為として、悪しき行為をもたらす動機を悪しき動機として理解することには、十分な必然性がある（Mills 1940=1971: 349-50）。このような傾向は、警察・司法や犯罪報道においては、とりわけ顕著であるだろう。

これらの犯行動機の理解の傾向に関しては、すでにいくつかの議論がある。たとえば、動機の語彙論とラベリング論との接合を試みた土井隆義は、動機が遡及的解釈の産物であることを論じた上で、「彼の行為が私たちにとって邪悪だとみなされるからこそ、彼の内面に邪悪な動機が想定される」（土井 1988: 67）ことを指摘している。さらに、犯罪報道の実証研究をおこなった大庭絵里は、「evil-causes-evil」という犯罪報道におけるパターン化された原因論の存在を指摘している（大庭 1988: 128-32）。いずれにしても、「悪が悪を生む」という物語的構成は、逸脱行為の動機理解における一般的な傾向であると考えることができる。

事件報道においては、加害者が逮捕される前の報道において、そのような常識的な犯行動機の推論がなされている。

警察庁幹部は、2人の経歴が似ている▽凶器が刃物▽襲撃場所が自宅玄関

など、共通点が複数あるとして「連続テロの可能性はある」と語った。2人は、基礎年金制度や、サラリーマンの妻も年金の被保険者となる仕組みを導入した年金改革に取り組んだという共通点もある。また厚労省からの要請を受け、歴代事務次官経験者などの身辺警戒を強化するよう全国の警察本部に通達を出した。⁽⁸⁾

ここでは、元厚生次官夫妻の死傷という結果、元厚生次官宅の襲撃という行為から、その理由となる年金問題や、その目的となるテロリズムという動機を導きだしている。つまり、動機「年金問題、テロリズム」→行為「元厚生次官宅の襲撃」→結果「元厚生次官夫妻の死傷」という物語の構成である。ここで、年金問題やテロリズムは、元厚生次官宅の襲撃という行為の動機として十分な悪であるということになる。

しかしこれは、「悪が悪を生む」という物語がうまく構成できないときに、犯行動機が理解不能になる場合があるということも示している。「わけのわからない」事件は、行為と動機の物語的なつじつまが合わないことによるものだが（井上 1977: 210）、その大きな要因の1つは、行為の悪さに見合うだけの動機の悪さが見出せないことにある。

事件報道では、加害者が逮捕前に『朝日新聞』に送った文面が掲載されている。

今回の決起は年金テロではない！

今回の決起は34年前、保健所に家族を殺された仇討（あだう）ちである！
私はマモノ（元官僚）とマモノと共生しているやつらを殺したが、やつらは今も毎年、何の罪の無い50万頭ものペットを殺し続けている。

無駄な殺生はするな！！

無駄な殺生をすれば、それは自分に返ってくると思え！⁽⁹⁾

ここでは、飼い犬が保健所に処分されたという理由と、そのあだ討ちという目的が動機として示されている。つまり、動機「飼い犬の処分、あだ打ち」→行為「元厚生次官宅の襲撃」→結果「元厚生次官夫妻の死傷」という物語の構成である。

しかし、この犯行動機は「わけのわからない」ものとして報道された。

A 容疑者は元厚生事務次官宅を相次いで襲った動機について、子どものころに飼っていたペットが保健所に処分されたことをあげた。思いも寄らない内容に、被害者を知る人たちは「理由は別にあるのでは」「むなしい」と言った。⁽¹⁰⁾

元厚生事務次官宅連続襲撃事件は4日、さいたま市の無職 A 容疑者（46）

が殺人と殺人未遂容疑で再逮捕され、新たな段階に入った。入念な計画の上で実行したとされる一方、「飼い犬のあだ討ち」との動機の説明は不可解さをぬぐえない。容疑者の心の闇をいかに解き明かすかが今後の捜査の焦点だ。⁽¹¹⁾

このように、犯行動機が「理由は別にあるのでは」「不可解さをぬぐえない」と報道されたのである。これは、飼い犬の処分やそのあだ討ちという動機が、元厚生事務次官宅の襲撃という行為に相応する重大性や問題性をもっていない、すなわち動機の悪さが行為の悪さに見合わないからであると考えられる。

このように「わけのわからない」犯行動機の場合、行為者の主張の信頼性が低下するため、必然的に行為者以外の他者による犯行動機の評価の重要性が増すことになる。それがつぎに論じる点である。

4.2 犯行動機の評価

つぎに、動機の統制的・規範的な側面に着目すると、犯行動機の評価のされ方について、つぎのことが言える。すなわち、犯行動機については、統制者を頂点とし、犯罪者を底辺とするような動機の評価の権力の不平等な分配がなされていることである。なぜなら、犯罪者よりも統制者に事実の定義の権利を優越的に配分する「信頼性のヒエラルキー」(Becker 1967: 241)が社会には存在するからである。このような信頼性のヒエラルキーは、そもそも信頼性の低い「わけのわからない」犯行動機の場合、より露骨に現れることになる。そのため、犯行動機の物語的構成においては、犯罪者による釈明や謝罪よりも、統制者による非難のほうが重要な位置を占めることになる。ここで求められるのは、先述したように、規範的に容認不能ではあるが認知的に理解可能な犯行動機の物語ということになる。

新聞報道において、信頼性のヒエラルキーをともなった犯行動機の構成は、紙面におけるさまざまな立場の人びとの主張の引用と配置の問題として現れることになる。新聞は、あくまでも第三者の視点からナレーターとして語る立場ではあるものの、信頼性のヒエラルキーを背景としつつ(北澤・片桐 2000: 47-103)、犯罪者の動機を統制者や被害者の評価とともに記述することによって犯行動機を構成していくことになる。

事件報道では、第一審判決の前日につぎのように報道された。

2008年11月の元厚生事務次官宅連続襲撃事件で殺人などの罪に問われ、死刑を求刑されている無職 A 被告(48) = さいたま市北区 = に対する判決が30日、さいたま地裁で言い渡される。A 被告は公判で、「子どもの時に保健所で処分された飼い犬の仇(あだ)討ち」などと動機や自説を語り続け、被害者の遺族は「現実逃避だ」と批判した。……

弁護人は「仇討ちという動機は理解できない」と、妄想性障害の可能性を指摘した。⁽¹²⁾

ここでは、加害者による動機「飼い犬の処分、あだ打ち」→行為「元厚生次官宅の襲撃」という物語が、被害者による「現実逃避だ」という主張によって無効化されたり、それとは別に弁護人による動機「妄想性障害」→行為「元厚生次官宅の襲撃」という別の物語が主張されたりしている。このように「わけのわからない」犯行動機は、より信頼性のヒエラルキーの上位にある人びとの評価という規範的な文脈に埋め込まれて報道されたのである。

そして最終的には、裁判の結審によって犯行動機の認定がなされることになる。つぎの記事は、第一審の判決の翌日における事件報道である。

2008年11月の元厚生事務次官宅連続襲撃事件で、殺人や殺人未遂などの罪に問われた無職 A 被告（48）＝さいたま市北区＝に対し、さいたま地裁は30日、求刑通り死刑の判決を言い渡した。伝田喜久裁判長は「愛犬の仇（あだ）討ちが真の動機だとしても、重大事件を正当化できるはずはない」などと理由を説明。……

伝田裁判長は、動機について「被害者や遺族が納得できないのも無理はない」としたうえで、『『狂犬病予防法を所管する厚生省の実質的トップである次官を殺す』という論理自体は、筋道に飛躍はなく了解可能。刑事責任能力に問題はない』として、弁護側の主張を退けた。……

判決後、遺族らが談話を出した。Xさん夫妻の長男は「妥当な判決」としつつ、「どうしてこのような思考の人間が生み出されたのか、とて思っ傍聴してきたが、最後まで納得できなかった。両親も納得しようがない」。……

弁護人を務めた村木一郎弁護士は閉廷後、報道陣の取材に応じた。「犬が殺処分されたから歴代次官の殺害を計画した、ということで、事件を終わらせて良いのか。裁判所は動機について一定程度理解できるという認定をしたが、遺族や被害者は憤りを深めてしまうのではないかと精神鑑定をやり直す必要性を指摘した。⁽¹³⁾

ここでは裁判長が、加害者による犯行動機の物語を「筋道に飛躍はなく了解可能」であるとして認知的に理解可能であるとし、「重大事件を正当化できるはずはない」として規範的に容認不能であると認定することになった。これによって犯行動機をめぐる一応の決着が図られたのである。

しかし、この事件報道の場合、むしろ重要なのは、「わけのわかる」犯行動機の物語の構成に失敗したとも言える点のほうだろう。ここでは最後に、その点に触れてこの議論を終えたい。ここで重要なのは、「わけのわからない」犯行動機が、認知的にだけでなく規範的にも問題であるという点である。事件報道では、

裁判長による「被害者や遺族が納得できないのも無理はない」「愛犬の仇（あだ）討ちが真の動機だとしても」という大きな留保が引用されたように、犯行動機が十分に理解されたとは言いきれない状況であった。そのため、犯行動機が「最後まで納得できなかった」という被害者の主張や、弁護人による「遺族や被害者は憤りを深めてしまう」という主張に結びついたのである。井上は、松本サリン事件の報道において、わけのわからなさが人びとに認知的な不安をもたらすことを指摘している（井上 1997: 38-9）。しかし、わけのわからなさは、事件の決着を困難にすることで、規範的な憤りをもたらすものでもある。このように犯行動機を理解は、認知的な問題と規範的な問題が表裏一体となっているのである。

5 おわりに

本論文では、犯行動機の物語的構成について、井上俊（1977, 1997）の議論を起点としながら理論的に整理してきた。動機の物語的構成を論じた井上の議論は、動機の認知的・統合的側面を重視したものであったため、犯行動機の物語的構成を論じる本論文では、それに動機の規範的・統制的側面を補う必要があった。議論の結果、井上の議論に対して、本論文が付け加えた知見は、以下の通りである。

第1に、犯行動機をめぐるやりとりの場合、釈明だけではなく、謝罪や非難といった行為の規範的評価をめぐる動機を付け加える必要があること、第2に、認知的秩序の構成要素は規範的評価をともなっており、犯行動機の構成においては、悪しき動機→悪しき行為→悪しき結果という「悪が悪を生む」という物語が構成される傾向があること、第3に、犯行動機の評価については、統制者を頂点、犯罪者を底辺とする動機の評価の権力の不平等な分配がなされていること、である。

たしかに、井上が論じたように、規範的秩序の修復よりも認知的秩序の修復が優先されたと解釈できる場面もあるだろう。しかし、犯行動機に焦点を合わせるのであれば、認知的秩序の修復と規範的秩序の修復は表裏一体であり、重大事件であればあるほど理解可能かつ容認不能な物語が求められることになるのである。

以上のように、本論文では犯行動機と物語との関連を理論的に整理したが、それが成功したか否かは、実証研究において実際に用いていくことによってしか判断できない。それが今後の課題となる。

[注]

- (1) 動機には、「～するために」という目的として行為者の未来と関連する「目的動機」と、「～だから」という理由として行為者の過去と関連する「理由動機」がある（Schutz 1962=1983: 138-9）。
- (2) 引用の該当箇所は邦訳の144ページにある。

- (3) すでに確定している社会的事実と対比して、事実に対する個人の主張という意味で「事実認識」としている。
- (4) 「～するために」というのは目的動機であり、ある主張が釈明であるとみなされるためには、その発話行為自体にも動機が付与される必要がある。
- (5) 行為とは、意図をともなう行動のことである (Coulter 1979=1998: 23-3; Schutz 1962=1983: 69)。たとえば、ある行為を殺人と言うためには、人を死に至らしめた行動があるだけでは十分ではなく、殺意が行為者に帰属されなければならない。なお、シュッツは、行為の意図と目的動機を区別していないが (Bernstein 1976: 162; Campbell 1996: 105)、本論文では明確に区別している。その理由は、第1に、意図の変更は行為の変更をともなうが、目的動機の変更は行為の変更をともなわないことである。たとえば、殺人の場合、殺す意図がなければもはや殺人とは言えないが、その目的動機が金銭の獲得でも怨恨の解消でも殺人であることに違いはない。第2に、目的動機は、理由動機と相互反映的に理解されるため、行為とは区別して位置づけられるべきだからである。たとえば、金銭を獲得するという殺人の目的動機は、金銭が不足する経験という理由動機と一緒に理解されるし、その逆も成立するが、その際、殺人という行為に変化はない。
- (6) ここで、社会的事実としたのは、個々人の事実認識と区別するためである。動機は、個々人の事実認識を主張するものだが、それは行為者と観察者の双方にとっての社会的事実を基盤としてなされる。
- (7) そのため、結果の解釈をめぐるやりとりは、ときに社会的事実をめぐる深刻なずれを生じうる。たとえば、1999年の成田ミイラ化遺体事件において、被害者の親族が所属していた団体の代表が、ミイラ化した遺体を「生きていた」と主張した事例がある。
- (8) 『朝日新聞』2008.11.19朝刊, 1面, 「元厚生次官狙い連続テロか 年金改革進めた2人 X夫妻殺害, Y氏の妻重傷」。
- (9) 『朝日新聞』2008.11.24朝刊, 31面, 「『うるさい』隣に激高 壁たたく・刃物で脅迫・自室呼び詰問」。
- (10) 『朝日新聞』2008.11.24朝刊, 30面, 「『あまりに理不尽』 被害者知る人ら無念 元厚生次官襲撃」。
- (11) 『朝日新聞』2008.12.5朝刊, 39面, 「犬一凶行, 飛躍の謎 『チロの処分日』記憶違い」。
- (12) 『朝日新聞』2010.3.29朝刊, 39面, 「元厚生事務次官宅連続襲撃事件, あす判決 さいたま地裁」。
- (13) 『朝日新聞』2010.3.31朝刊, 39面, 「元厚生次官ら殺傷, 死刑 『犬の仇討ち, 正当化できるはずない』 さいたま地裁判決」。

[文献]

- 浅野智彦, 2001, 『自己への物語的接近——家族療法から社会学へ』勁草書房.
- Austein, John L., [1961] 1970, *Philosophical Papers*, 2nd ed., Oxford: Oxford University Press. (坂本百大監訳, 1991, 『オースティン哲学論集』勁草書房.)
- Becker, Howard S., 1967, “Whose Side Are We On ?,” *Social Problems*, 14(3): 239-47.
- Berger, Peter L. & Thomas Luckmann, 1966, *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, New York: Doubleday. (山口節郎訳, 2003, 『現実の社会的構成——知識社会学論考』新曜社.)
- Bernstein, Richard. J., 1976, *The Restructuring of Social and Political Theory*, New York: Harcourt Brace Jovanovich.
- Blum, Alan F. and Peter McHugh, 1971, “The Social Ascription of Motives,” *American Sociological Review*, 36(1): 98-109.
- Campbell, Collin, 1996, “On the Concept of Motive in Sociology,” *Sociology*, 30(1): 101-14.
- Coulter, Jeff, 1979, *The Social Construction of Mind: Studies in Ethnomethodology and Linguistic Philosophy*, London: Macmillan. (西阪仰訳, 1998, 『心の社会的構成——ウイトゲンシュタイン派エスノメソドロジーの視点』新曜社.)
- 土井隆義, 1988a, 「犯罪動機の知識社会的考察——ラベリング・パースペクティブと動機付与論」『ソシオロジ』33(2): 61-76, 188.
- 土井隆義, 1988b, 「刑事司法過程における犯行動機の構成」『犯罪社会学研究』13: 102-21.
- 藤原信行, 2007, 「近親者の自殺, 意味秩序の再構築, 動機の語彙」『Core ethics』3: 301-13.
- , 2008, 「『動機の語彙』論再考——動機付与をめぐるマイクロポリティクスの記述・分析を可能にするために」『Core ethics』4: 333-44.
- 白小易, 1994, 「客間の珍事」ロバート・シャパード/ジェームズ・トーマス編, 柴田元幸訳『Sudden Fiction 2』文藝春秋.
- 浜田寿美男, 1986, 『証言台の子どもたち』日本評論社.
- , 1991, 『ほんとうは僕, 殺したんじゃないもの』筑摩書房.
- 平川勝文, 2004, 「少年犯罪事件の犯行動機における物語構成——『神戸連続児童殺傷事件』の新聞報道を事例に」『中央大学大学院研究年報』34: 83-95.
- 井上俊, 1977, 「日常生活における解釈の問題」『遊びの社会学』世界思想社, 199-221.
- , 1997, 「動機と物語」井上俊・見田宗介・上野千鶴子・大沢真幸・吉見俊哉編『岩波講座現代社会学 1 現代社会の社会学』岩波書店, 19-46.

- 北田暁大, 1999, 「動機・責任・道徳—— Schutz 動機論から Luhmann の道徳理論への展開」『社会学評論』49(4): 635-50.
- 北澤毅, 2015, 『「いじめ自殺」の社会学——「いじめ問題」を脱構築する』世界思想社.
- 北澤毅・片桐隆嗣, 2002, 『少年犯罪の社会的構築——「山形マツト死事件」迷宮の構図』東洋館出版社.
- 小宮友根, 2007, 「規範があるとは, どのようなことか」前田泰樹・水川善文・岡田光弘編『エスノメソドロギー——人びとの実践から学ぶ』新曜社, 99-120.
- Mills, Charles W., 1940, "Situated Actions and Vocabularies of Motive," *American Sociological Review*, 5(6): 904-13. (田中義久訳, 1971, 「状況化された行為と動機の語彙」青井和夫・本間康平監訳『権力・政治・民衆』みすず書房, 344-55.)
- 西川珠代, 1991, 「社会学における『動機』概念の変容——ウェーバーの動機理解と『動機の語彙』論の動機付与」『ソシオロジ』36(1): 63-79, 178.
- 大庭絵里, 1988, 「逸脱の可視化——『犯罪事件』のニュースへの転化」『犯罪社会学研究』13: 122-39.
- 大貫拳学・松木洋人, 2003, 「犯行動機の構成と成員カテゴリー化実践——いわゆる『足利事件』における精神鑑定をめぐって」『犯罪社会学研究』28: 68-81.
- 岡本夏木, 1983, 『小学生になる前後』岩波書店.
- Schutz, Alfred, 1962, *Collected Papers 1: The Problem of Social Reality*, The Hague: Martinus Nijhoff. (渡部光・那須壽・西原和久訳, 1983, 『アルフレッド・シュッツ著作集 第1巻 社会的現実の問題I』マルジュ社.)
- Scott, Marvin B. & Stanford M. Lyman, 1968, "Accounts," *American Sociological Review*, 33(1): 46-62.
- Semin, Gün R. and Antony S. R. Manstead, 1983, *The Accountability of Conduct*, London: Academic Press.
- 鈴木智之, 2013, 『「心の闇」と動機の語彙——犯罪報道の一九九〇年代』青弓社.
- Sykes, Gresham M. and David Matza, 1957, "Techniques of Neutralization: A Theory of Delinquency," *American Sociological Review*, 22: 664-70.
- 山田陽子, 2013, 『「パワーハラスメント」のフレーム・アナリシス——労働者の自死の『動機の語彙』と『精神障害』フレーム』『現代の社会病理』28: 41-57.
- Weber, Max, 1922, "Soziologische Grundbegriffe," *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen: J. C. B. Mohr. (清水幾太郎訳, 1972, 『社会学の根本概念』岩波書店.)